

忘れていませんか？ご家族の手続き

被保険者の収入によって生活している家族で、次の①～④を全て満たしている方は、健康保険組合に申請して認定されると「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。

- ① 被保険者の三親等内であること（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外は、同居であること）。
- ② 年間収入が130万円未満（月額108,334円未満）、ただし60歳以上または障害者の方は180万円未満（月額150,000円未満）かつ被保険者の収入（別居の場合は仕送り額）の2分の1未満であること。
- ③ 75歳未満であること
- ④ 住民票が日本国内にあること

現在、「被扶養者」として健康保険に加入している家族が、上記①～④に当てはまらなくなった場合は、「被扶養者異動届（削除届）」の提出が必要です。その際、該当の方の保険証等を必ず添付してください。

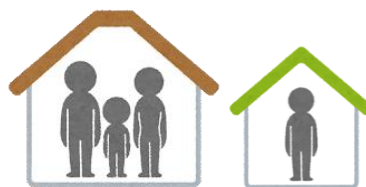
＜家族が扶養からはずれる場合＞



就職した



離婚した



別居した（同居が認定条件の家族の場合）



仕送りが減った



* 収入が増えた など

健保だより

令和3年5月17日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1057号
（令和3年5月10日発行）に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

* 連続する3か月の平均収入月額が
108,334円以上（60歳以上または障害者
は月額150,000円以上）となった場合